

別記 3

市と指定管理者の経費負担区分表

項 目		市	指定管理者
(1) 修 繕	施設・設備・駐車場	一件 50 万円以上	一件 50 万円未満
	収益事業の用に供する備品		○
	公共の用に供する備品	○	
	建物と一体不可分の設備の更新	○	
	増改築等大規模な施設改修	○	
(2) 備品等購入	収益事業の用に供する備品		○
	公共の用に供する備品	○	
(3) 災害その他の事故による施設・備品等の修繕		両者協議により決定	
(4) 保険		建物損害保険 (市施設の瑕疵に 起因する事故等の 賠償責任保険)	指定管理者が必要と 認める業務遂行上の 瑕疵に起因する事故 等の賠償保険
(5) 施設の電気・ガス・水道の契約及びその光熱水費			○
(6) モニュメント用地及び EV 充電設備電気料		○	
(7) 施設内の Wi-Fi 環境に係る契約及びその通信料		○	
(8) 電話及びインターネット回線契約に係る工事費 及びその通信料			○
(9) テレビ受信契約及びその受信料			○
(10) インフォメーション内のデジタルサイネージに 係る経費		○	
(11) 観光案内業務に係る経費		○	
(12) 全国「道の駅」連絡会会費		○	
(13) 北陸「道の駅」連絡会会費		○	
(14) 下水道事業受益者負担金		○	
(15) 河川清掃負担金		○	
(16) 市有地駐車場の除雪		○	
(17) 除雪による駐車場破損に伴う修繕		(1) 修繕区分のとおり	
(18) その他「道の駅加治川 指定管理者業務要求水準書」 に定める施設の管理運営に係る経費			○
(19) 指定管理者の事務・経理及び自主事業に係る経費			○

※上表で定める項目以外に、経費負担が生じた場合には、市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。